

小松加賀環境衛生事務組合議会会議規則

昭和53年12月1日
議会規則第1号

改正 昭和57年12月11日議会規則第1号
改正 平成26年2月25日議会規則第1号

第 1 章 総 則

(参集)

第1条 議員は、招集の日時に指定の場所に参集しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のために出席できないときは、当日の開議時刻までに議長にその旨を届出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第4条 会期は、招集当日の会議において定め、その日から起算する。

2 会期は、議会の議決で延長することができる。

(議会の開閉)

第5条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第6条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

2 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第7条 日曜日、土曜日及び休日は、休会とする。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第8条 開議，散会，延会，中止又は休憩は，議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会，延会，中止若しくは休憩を宣告した後は何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第9条 開議時刻相当の時間を経ても，なお出席議員が定足数に達しないときは，議長は，延会を宣告することができる。

2 会議中，定足数を欠くに至ったときは，議長は休憩又は延会を宣告する。

第 2 章 議案及び動議

(議案の提出)

第10条 議員が議案を提出しようとするときは，その案をそなえ，理由を付け，法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し，その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して，議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第11条 議会で議決された事件については，同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第12条 動議は，法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか，他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第13条 修正の動議は，その案をそなえ，法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し，その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して，議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第14条 事件の撤回又は訂正及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは，議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは提出者から請求しなければならない。

第 3 章 議事日程

(日程の作成，配布，順序変更及び追加)

第15条 議長は，開議の日時，会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め，あらかじめ議員に配布する。

2 議長が必要であると認めるとき，又は，議員からの動議が提出されたときは，議長は，討論を用いなくて会議に諮って，議事日程の順序を変更し，又は他の

事件を追加することができる。

第 4 章 選 挙

(選挙の宣告)

第16条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第17条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

第 5 章 議 事

(議題の宣告)

第18条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第19条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮ってこれを決める。

(提案説明、質疑、討論及び表決)

第20条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、討論に付しその終結の後、表決に付する。

第 6 章 発 言

(発言の許可)

第21条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席ですることができる。

(議長の発言及び討論)

第22条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議表決が終わるまでは、議長席に復することはできない。

(発言内容の制限)

第23条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

第 7 章 表 決

(表決問題の宣告)

第24条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第25条 表決宣告の際、議場にいない議員は表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第26条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第27条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

(表決の訂正の禁止)

第28条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第29条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。

第 8 章 辞 職

(議長及び副議長の辞職)

第30条 議長が辞職しようとするときは、副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその許否を決める。

(議員の辞職)

第31条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、議員の辞職について準用する。

第 9 章 会 議 録

(会議録署名議員)

第32条 会議録に署名する議員は2人とし、議長が会議において指名する。

第 10 章 表 決

(委任)

第33条 この規則に定めのない事項については、小松市議会会議規則（昭和43年小松市議会規則第1号）の規定を準用して適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年議会規則第1号）

この規則は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（平成26年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。